

宮城県国民健康保険運営協議会の概要について

1 名称及び設置日

宮城県国民健康保険運営協議会 平成 29 年 4 月 1 日 設置

2 設置の根拠

国民健康保険運営協議会条例（平成 28 年宮城県条例第 24 号）

3 設置の趣旨・必要性等

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づき、各市町村（特別区を含む。）において設置されてきたが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）附則第 9 条の規定により、都道府県においても、国保事業運営に関する重要事項について審議する場として国民健康保険運営協議会を設置することとされた。

なお、平成 30 年 4 月 1 日以降は、国民健康保険法第 11 条の規定に基づき設置されている。

4 審議する事項

県が制度移行後の国民健康保険事業の安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保するため、宮城県国民健康保険運営協議会において、以下の事項を審議するもの。

【国民健康保険法第 11 条】

- (1) 国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事項
- (2) 宮城県国民健康保険運営方針の策定に関する事項
- (3) その他重要事項

5 委員の任期

平成 30 年 5 月 1 日から平成 33 年（2021 年）4 月 30 日まで

6 委員構成

（敬称略）

区 分	所 属 等	氏 名
被保険者代表	仙台市国民健康保険運営協議会委員	長 谷 川 茂
	塩竈市国民健康保険運営協議会委員	丹 野 貴 美 子
	大河原町国民健康保険運営協議会会長	佐 藤 幸 栄
保険医又は保険 薬剤師代表	公益社団法人宮城県医師会副会長	板 橋 隆 三
	一般社団法人宮城県歯科医師会常務理事	佐 藤 勝
	一般社団法人宮城県薬剤師会副会長	加 茂 雅 行
公益代表	東北大学大学院歯学研究科教授	小 坂 健
	東北学院大学法学部法律学科教授	木 下 淑 恵
	弁護士	村 田 知 彦
被用者保険等 保険者代表	健康保険組合連合会宮城連合会会長	星 昌 明
	全国健康保険協会宮城支部支部長	藤 代 哲 也